

以上を申し上げまして、認第1号 平成27年度長井市歳入歳出決算認定について、賛成討論といたします。議員諸兄のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○**渋谷佐輔議長** 通告による討論が終わりました。

これから採決いたします。

認第1号 平成27年度長井市歳入歳出決算認定についての1件について、決算特別委員長の報告は、認定であります。

決算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○**渋谷佐輔議長** 起立多数であります。よって、認第1号は、決算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第2、認第2号 平成27年度長井市水道事業会計決算認定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

認第2号 平成27年度長井市水道事業会計決算認定についての1件について、決算特別委員長の報告は、認定であります。

決算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。よって、認第2号は、決算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、認第3号 平成27年度西置賜地区視聴覚教育協議会歳入歳出決算認定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

認第3号 平成27年度西置賜地区視聴覚教育協議会歳入歳出決算認定についての1件について、決算特別委員長の報告は、認定であります。

決算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。よって、認第3号は、決算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

## 総務常任委員会審査報告

○**渋谷佐輔議長** 次に、総務常任委員会の審査の報告を求めます。

赤間泰広委員長。

(赤間泰広総務常任委員長登壇)

○**赤間泰広総務常任委員長** おはようございます。

平成28年第3回市議会定例会において総務常任委員会に付託になりました議案4件、請願1件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月12日に開催し、委員全員出席のもと、紹介議員、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第54号 長井市議会議員及び長井市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、関係法令等の改正により所要の改正を行うため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、選挙運動に公費を負担する意義は何かとの質疑がなされ、選挙管理委員会事務局長からは、この条例が制定された平成8年当時、お金のかからない選挙を目指していた。また、立候補者個人の財力によって候補の機会や選挙の公平性が失われることを防ぎ、立候補しやすい環境を整えることが目的であるとの答弁を受けたところであります。

さらに委員からは、今回の改正で満額支払いとした場合の公費負担の増額分は幾らぐらいになるのかとの質疑がなされ、選挙管理委員会事

務局長からは、市議会議員選挙の場合、ハイヤー方式を使った場合は現行の最高額60万3,200円が改正後は60万7,600円になり、レンタル方式の場合は現行の最高額39万7,750円が改正後は40万7,120円になるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第55号 長井市営バス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、長井市営バスの利便性向上を図ることを目的として、回数乗車券及び定期券の料金を変更するため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、未使用の回数券を払い戻して購入したほうが得になるのかとの質疑がなされ、地域づくり推進課長からは、一度販売したものは払い戻しを行っていない。回数券をお買い求めになられる方には、10月の販売から枚数が改正される旨の説明を十分に行った上で販売しているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、年度途中の10月1日から料金体系を変えることになった理由は何かとの質疑がなされ、地域づくり推進課長からは、昨年の7月から約1年経過し、より一層利用していただく対策として、料金を下げることにより乗客数がどのぐらいの増加になるか実験的に検証するため、今回改正させていただくものであるとの答弁を受けたところであります。

さらに委員からは、定期券を半額にすることで使いやすくなると思うが、どの程度の利用者数を見込んでいるのかとの質疑がなされ、地域づくり推進課長からは、昨年度と比較し今年度は13%の利用者がふえた。このたびの料金の改定によって1割程度は上げていきたいと考えているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり

り可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第56号 長井市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正を行うため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、退職後の就職先は、山形県では管理職限定と聞いているが、長井市はどうかとの質疑がなされ、総務課長からは、長井市も管理職に限定し、退職後の就職先の状況を公表する予定であるとの答弁を受けたところであります。

さらに委員からは、人事評価にしても休暇に関する状況にしても、個人情報、プライバシーにかかわることだと思うが、どの辺まで公表するのかとの質疑がなされ、総務課長からは、休暇の状況については、何人が取得したかということで、プライバシーにかかわることはないと思う。人事評価についても、評価ランクの人数だけの公表になると考えているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第57号 長井市山形鉄道運営助成基金条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地域公共交通の維持確保を図ることを目的として、山形鉄道株式会社の運営に上下分離方式を導入することに伴い、同社に対する財政支援方式を変更するため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、鉄道施設等は、敷地、軌道及び車両のほかに考えられるものはあるのかとの質疑がなされ、地域づくり推進課長からは、その他に、それに付随する電気設備などが含まれるとの答弁を受けたところであります。

さらに委員からは、駅舎は含まれないと理解

してよいかとの質疑がなされ、地域づくり推進課長からは、駅舎については含まれないとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第2号「福島原発事故避難者への住宅無償提供」の継続を求める意見書提出方請願について申し上げます。

本請願は、福島原発被災者フォーラム山形・福島代表、武田徹氏並びに原発事故被害者団体連絡会共同代表、長谷川健一氏及び武藤類子氏より提出されたものであります。

趣旨とするところは、福島原発事故から5年半を迎えても、なお多数の被災県住民が県境を越えた避難を余儀なくされている状況において、自主避難者の避難先住宅の無償提供を平成29年3月末日で終了することが明らかになっているが、経済的にも子供の教育環境からも現在の住居に住み続けたいとする声が多くなることから、住宅無償提供の継続を求める意見書を国及び政府関係機関並びに福島県に提出していただきたいとするものであります。

質疑に入り、委員からは、長井市で避難生活を続けている方々はどういった住宅環境にあるのかとの質疑がなされ、紹介議員からは、南相馬市、いわき市、相馬市、浪江町など福島県の太平洋側の方々を初め、仙台市、名取市、宮城県の方々も長井市に住まれている。住まいの内訳については、長井市定住促進住宅、雇用促進住宅、借上げのアパート、一軒家等に住まれているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、自主避難されている人数は把握しているかとの質疑がなされ、総務課主任からは、市で被災者証を発行している人数は把握している。社会福祉協議会が避難者の訪問事業を行っており、自主避難の方に関しても社会福祉協議会を通して市に情報が入ることになっているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、福島県から山形県に対して、避難者への入居期間延長の要請があり、山形県は1年間延長するようであるが、長井市も同様の措置をとることになるのかとの質疑がなされ、総務課主任からは、定住促進住宅は建設課が主担当になるが、避難者への来年度以降の取り扱いについては、住所、入居要件等の緩和を検討している県内自治体が多く、長井市も現在検討しているところであるとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、請願の趣旨のとおり、福島原発事故から5年半を経過しても、なお多くの被災県住民が県境を越えた避難を余儀なくされ、自主避難者の中には仕事を失った方、子供を転校させた方、家族と離れて生活をしている方が多数おられ、精神的、経済的負担ははかり知れないものがあると思う。よって、住宅無償提供の継続を求める本請願の願意は至当であり、採択すべきであるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本請願は、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、後刻、意見書を提出させていただきまので、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で総務常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○**渋谷佐輔議長** 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第4、議案第54号 長井市議会議員及び長井市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第8、請願第2号「福島原発事故避難者への住宅無償

提供」の継続を求める意見書提出方請願についての5件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第4、議案第54号 長井市議会議員及び長井市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。よって、議案第54号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第55号 長井市営バス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。よって、議案第55号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、議案第56号 長井市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。よって、議案第56号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第7、議案第57号 長井市山形鉄道運営助成基金条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。よって、議案第57号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第8、請願第2号 「福島原発事故避難者への住宅無償提供」の継続を求める意見書提出方請願の1件について、総務委員長の報告は、採択であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。よって、請願第2号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

## 厚生常任委員会審査報告

○**渋谷佐輔議長** 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

小関秀一委員長。

(小関秀一厚生常任委員長登壇)

○**小関秀一厚生常任委員長** おはようございます。

平成28年第3回市議会定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案2件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告を申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月14日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第53号 長井市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、長井市交通安全対策会議条例における第1号委員の定数を2人から2人以内に改正